

報告事項 1

令和 2 年度重要事項について

このことについて、教育部における重要事項を下記の優先順位で提出したことを報告する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

記

重要事項（優先順位）

- ① 茂原市立小中学校の再編について（教育総務課）
- ② 本納小学校新校舎整備事業（教育総務課）
- ③ G I G A スクール構想（学校教育課）
- ④ 子どもの読書活動の推進（学校教育課）
- ⑤ いじめ防止対策の推進（学校教育課）
- ⑥ 茂原市教育施策の大綱策定（教育総務課）
- ⑦ スポーツ推進計画策定事業（体育課）
- ⑧ 市史編さん事業（美術館・郷土資料館）

報告事項 2

茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について

茂原市長は、茂原市青少年問題協議会設置条例（平成 15 年茂原市条例第 3 号）第 2 条及び第 3 条第 1 項の規定に基づき、茂原市青少年問題協議会委員を次のとおり任命したことを報告する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

氏 名	選出区分（所属等）	備 考
狩 野 直 樹	学識経験者	新任

任 期 令和 2 年 4 月 8 日～令和 3 年 3 月 3 1 日

報告事項 3

茂原市生涯学習推進協議会委員の委嘱の報告について

茂原市長は、茂原市生涯学習推進協議会設置要綱（平成 10 年茂原市告示第 22 号）第 3 条及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、茂原市生涯学習推進協議会委員を次のとおり委嘱したことを報告する。

令和 2 年 5 月 2 0 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

氏 名	所 属 等	備 考
内富 康二	茂原市社会教育委員	新任
鈴木 圭一	茂原市小中学校長会	再任
南館 尚	茂原市青少年相談員連絡協議会副会長	再任
宮柱 久子	元茂原市社会教育委員	再任
鈴木 守	元茂原市家庭教育相談員	再任
小倉 義久	茂原小学校区青少年育成茂原市民会議会長	再任
池澤 眞弓	茂原市立図書館協議会副委員長	再任
吉田 光子	社会教育施設学習者代表	再任

任 期 令和 2 年 5 月 1 日～令和 5 年 4 月 3 0 日

報告事項 4

非常変災に対する茂原市小中学校の対応について

令和2年4月

1 災害情報が出た場合の教育課程の変更について

(1) 雨、雪、風に対する対応

天気予報（気象庁発表）で茂原市、または千葉県北東部（千葉県北東部山武長生地域も同様）に発表された場合

登校前

- | | |
|---|--------|
| A | 「大雨警報」 |
| B | 「洪水警報」 |
| C | 「大雪警報」 |

- ア 午前6時の時点で、上記のA～Cの「警報」が発表されている場合は、臨時休業とする。
- イ 上記のA～Cの「警報」が発表されて、前日の午後8時までに解除されない場合、翌朝、児童生徒は学校から連絡メールがくるまで自宅待機とする。
- (ア) 学校は、安全に気を付け、道路の冠水や河川の氾濫・増水、電線の断線、崖崩れ等の状況を把握する。
- (イ) 中学校区の学校間で情報を共有する。
- (ウ) 臨時休業とするか登校とするかを判断し連絡メール等で家庭に連絡する。
- ウ 上記ア、イの場合、午前6時頃から連絡メール等で確実に家庭連絡する。
- エ 「警報」が発表されていなくても、台風の接近が迫っている場合は、中学校区の学校間で、臨時休業とするか登校とするかを協議する。
- オ 台風接近時以外で「暴風警報」が発表された場合は、中学校区で登校時刻を遅らせるなどの対応をする。

〈校長判断〉

- ア 局地的大雨が降っている場合は、状況に応じて対応する。
- イ 本納小学校においては、「大雨注意報」が発表された段階で、児童の登校について協議する。天気予報が悪い場合は、「大雨警報」発表時と同等とする。

登校後

- ア 児童生徒登校後に上記A～Cの「警報」が発表された場合、下校は保護者に引き渡しとする。この場合、躊躇なく給食の中止を判断できる。
- (ア) 学校は、安全に気を付け、道路の冠水や河川の氾濫・増水、電線の断線、崖崩れ等の状況を収集する。
- (イ) 中学校区の学校間で情報を共有する。
- (ウ) 保護者が迎えに来られない場合は、児童生徒を学校へ留め置く。

〈校長判断〉

- ア 本納小学校は、「大雨注意報」が発表され、天気予報が悪い場合は、下校は保護者に引き渡しとする。

(2) 地震に対しての対応

登校前

- ア 「震度5強以上」の地震が茂原市に起きた場合は、児童生徒は自宅待機する。
- イ 登校させる場合、学校は、電線の断線、崖崩れ等の状況を収集する。
- ウ 中学校区の学校間で情報を共有する。
- エ 連絡メール等で確実に家庭連絡する。

登校後

- ア 児童生徒登校後に「震度5強以上」の地震が茂原市に起きた場合は、教育課程を変更し、下校は保護者に引き渡しとする。
 - (ア) 学校は、電線の断線、崖崩れ等の状況を収集する。
 - (イ) 中学校区の学校間で情報を共有する。
 - (ウ) 保護者が迎えに来られない場合は、児童生徒を学校へ留め置く。
- イ 連絡メール等で確実に家庭連絡する。

2 給食について

- (1) 気象庁から前述のA～Cの「警報」が発表された時及び「震度5強以上」の地震が起きた場合は、躊躇なく給食の中止を判断できる。
- (2) 台風の接近が迫っている場合の給食の判断は、前日午後4時15分までとする。

3 非常食について

児童生徒を下校させず、学校へ留め置いた時のことを想定し、学校に児童生徒用の非常食を備えておく。(アレルギー等の問題に対応する。)

4 週休日等における「学校行事」や「部活動」について

前述の「1 災害情報が出た場合の教育課程の変更について」の対応をする。

5 基本的な考え方

- (1) 学校からの連絡メール等がなくても、前述のA～Cの「警報」や「震度5強以上」の地震が起きた時に、保護者が子どもに対してどう指示すればよいのか判断できることが大切である。
- (2) 引き渡しのために、保護者が危険を考えず無理に学校に迎えに来ることを避けるために、学校に留め置くことは安全であることを周知しておくことが大切である。
- (3) 「警報」等、発表されていなくても、保護者が子どもの安全を考え、登校させるかさせないのか等を躊躇なく判断し、行動させることが大切である。また、そのような状況では、遅れて登校しても「遅刻にしない」などの配慮を知らせておくことも必要である。
- (4) 予め、学区内の安全確認に行く場所と担当教師を割り振っておくとよい。

報告事項 5

行事の共催、後援及び協賛について

令和 2 年 4 月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します。

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」（平成12年教育委員会訓令第 3 号）より

「協賛」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
8	30				生涯学習課	第2回もばら検定ガス博士検定会	もばら検定ガス博士 実行委員会

令和 2 年第 7 回茂原市教育委員会会議日程
(6 月定例会)

日程及び場所
6 月 2 4 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室

令和 2 年第 8 回茂原市教育委員会会議日程
(7 月定例会)

日程及び場所
7 月 2 2 日 (水) 1 5 : 0 0 ~ 市役所 9 階 9 0 1 ・ 9 0 2 会議室